

新潟市大規模小売店舗立地審議会運営要領

平成19年5月17日
新潟市大規模小売店舗
立地審議会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市大規模小売店舗立地審議会運営規程（以下「運営規程」という。）第9条の規定に基づき、新潟市大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して、運営規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(調査審議の内容)

第2条 審議会は、市長から諮問を受けたときは、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に照らしつつ、店舗の構成、運営方法及び地域事情等を勘案し、市長の意見及び勧告等の必要性及び妥当性について、次に掲げる事項を審査し、審議会の意見を定めるものとする。

- (1) 市長が意見及び勧告等を定めるに至った経緯、審査結果及びその理由
- (2) 地元住民等意見を有する者の意見に対する市長の意見及び勧告における取扱
- (3) 前2号に定めるもののほか、審議会が必要と認める事項

2 前項の規定による調査審議を行う回数は、各案件について、次に定めるところによるものとする。

- (1) 新設の届出については原則として複数回とする。ただし、大規模小売店舗の地域の生活環境に与える影響が少ないと認められる場合は1回とする。
- (2) 増設等の変更届出については、原則として1回とする。ただし、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が大きいと認められる場合は、複数回とする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地元住民等意見を有する者の意見に配慮し、審議会が必要と認めるときは、複数回とする。

(現地調査の実施)

第3条 前条第1項の調査審議を行うに当たっては、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響を把握するため、現地の状況を確認するものとし、次の各号に定める案件に応じて、原則として、1回実施するものとする。ただし、必要に応じて複数回実施できるものとする。

- (1) 新設の届出については、原則として現地調査を実施する。ただし、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が少ないと認められる場合は、この限りではない。
- (2) 増設等の変更届出については、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が大きいと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地元住民等意見を有する者の意見に配慮し、審

議会が必要と認めるとき。

- 2 前項の規定による現地調査は、原則として、複数の委員をもって実施するものとし、担当する審議会の委員は、会長があらかじめ指名する。
- 3 現地調査には、事務局である市職員のほか、必要に応じて、届出者の参加を求め、必要な事項について聴取できるものとする。
- 4 前2項の現地調査の参加予定者に対しては、原則として、その期日の1週間前までに、店舗の名称、所在地及び日時等を通知するものとする。

(会議録の公開)

第4条 運営規程第9条第2項の規定による会議録の公開は、翌月に開催される審議会にその内容を報告した上で行なうものとする。ただし、翌月に審議会が開催されないときは、予め、公開しようとする会議録を委員に通知し、内容について了解を得た上で公開する。

- 2 前項の会議録の公開は、閲覧を求める者の要求に応じ、新潟市経済部商業振興課において閲覧に供すること、及び新潟市ホームページにより情報提供することによるものとする。

附 則

この要領は、平成19年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。